

「災害復旧資金融資」

1 融資対象

令和元年台風15号により、り災した大島町、新島村、神津島村及び三宅村の中小企業者等

2 融資条件

- (1) 資金使途 運転資金及び設備資金
- (2) 融資限度額 1企業（組合）8,000万円以内
- (3) 融資期間 15年以内（据置期間1年を含む。）
- (4) 融資利率 0%（東京都及び各町村が融資金利相当額を全額利子補給することにより、無利子とする）
- (5) 信用保証料 東京都が全額補助
- (6) その他 大島町長、新島村長、神津島村長及び三宅村長が発行する「り災証明」が必要です

3 受付期間

令和元年9月27日から令和2年3月31日まで

4 受付場所

大島町、新島村、神津島村及び三宅村の商工会
東京都大島支庁産業課、三宅支庁産業課
東京信用保証協会八重洲支店
東京都産業労働局金融部金融課
東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

【参考】

国は、災害救助法の適用を受けた大島町を、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証4号（突発的災害）の適用地域として指定し、近日中に官報にて告示する予定です。この措置により、今般の災害で売上減少等の影響を受けている大島町の中小企業者等は、一般の保証枠とは別枠の保証が利用可能となります。